

長野市農業委員会 第 28 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 5 月 31 日 (火)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 36 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 善財 良治	2 番 池田 昌子	3 番 青木 保
4 番 曾根 信一	5 番 田中 章一	6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一	8 番 青木 明夫	9 番 小林 清男
10 番 村田千代春	11 番 佐藤 太吉	12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守	14 番 中島 清	15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟	17 番 中澤 澄夫	18 番 関 正和
19 番 吉原 俊夫	20 番 松田 光平	21 番 酒井 昌之
22 番 塚田 厚	23 番 和田 修	24 番 北原 幸平
25 番 北村 正彰		
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 曾根 明美 主 事 岡田 悠希
農業政策課主事 山田 実咲
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 249 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 250 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 251 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 252 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 253 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について
議案第 254 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第 255 号 非農地決定について
報告第 111 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 112 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 113 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
報告第 114 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画 (案) の報告について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 256 号 令和 3 年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価について
議案第 257 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について
議案第 258 号 県外視察研修について

- 議案第 259 号 長野市農政懇談会について
議案第 260 号 長野市地産地消推進協議会委員の推薦について
議案第 261 号 長野市林業振興審議会委員の推薦について

曾根会長代理 ご苦労さまです。今朝の農業新聞ご覧になった方もいると思いますが、肥料関係の情勢が載っておりました。肥料の価格高騰ということで載っていたわけですが、原因につきましては肥料の原料ではなくて、中国が国内供給を最優先にしたというのが1点。輸出国のロシアもウクライナ情勢で供給が不安定で6月から10月の秋肥料については大幅に値上げがされるという情報が流れました。これから農業経営に与える影響はかなり大きく、厳しい時期を迎えるという内容です。細かいことはご覧いただきたいのですが、ひとつは肥料を減らしていく栽培方法とかをやっていかないと価格が上がってくると大変なことになるということがあります。

さて、第28回の総会に出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆様にご唱和いただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、皆様は着座のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございました。では、ただ今から第28回総会を開催いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中25名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 皆さん、こんにちは。田植え、それから摘花作業、ブドウ関係も誘引だとか、非常にお忙しいこの時期、さらにこの時間帯に、今日の総会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。ご苦労さまでございます。八十八夜も過ぎまして、作物の成長が非常に著しい今日この頃でございます。田植えそれから果物の作業をしておりますと、私もリンゴの摘花を少し手出しますが、非常に、つるの成長が毎日のように変化することが分かるぐらいの成長をしております。

昨年の今頃は、凍霜害で非常に頭を悩めた昨年でしたけれども、おかげさまで今年は今のところ順調だというふうに見てお

りました。ところが先週の5月26日の午後、市内の南部、篠ノ井の共和地区及び若穂の保科地区の一部で降雹が確認されました。時間は数分というお話で、それぞれの農業委員さん、それから推進委員さん等からも情報いただきまして確認いたしましたところ、米粒大ということ、それからまだ、リンゴ等の摘花作業、これから本格的だということもあって、被害の事実はあまり長野市においてはひどくないんじゃないかなというふうに願うばかりです。一方、隣の生坂村だとか、松本市、塩尻市等については結構大きな雹による被害が出ているようでございます。たまたま明日、松本で会議がございますので、また情報、分かりましたら、皆さんにご提供したいと思います。

話変わりますけれども、5月18日に、管内研修を行いました。定数40名の方にご参加いただきましてありがとうございます。特にこの研修会を段取りいただきました村田地区調査会長はじめ、南部地区調査会のかたがたには、本当に良い企画をいただきましてあらためて感謝を申し上げます。いずれにしても、中身が例えば無人による草刈り機の導入のデモを見て、これは非常に大きいんじゃないかと。ここ2、3日の間でも新聞に、無人草刈り機の導入のデモンストレーションってのは、結構、記事になって出てますよね。実をいうと、若穂、私の所も今度、のり面の草刈り機を、6月17日にメーカーを呼んでデモをするというような計画をしております。いずれにしても、今回、見させていただいて、やっぱり省力化っていうのは大事だなということを痛切に感じましたので、非常に研修の一つの成果かなというふうに思ってます。

それから市内では、待望のワインの醸造場を造るという、これも大きな期待でございます。それから、あと、地域の集落的営農の実践ということで大岡の皆さん、それから信州新町の皆さん、それぞれ地域の力ということも目で、それから耳で研修して、やればできるなと、まだ捨てたもんじゃないなというふうに思っております。いい研修になりました。

それと、あと、これもJAの役員の方からお聞きしたんですけど、いよいよ穀物生産者の組織化がJAグリーンでスタートし、部会をつくったということです。今までどっちかというと穀物については、部会という形ではなかなか組織人員も含めて組織化されなかったんですけど、今回、水稻、麦、大豆、ソバ、こういったかたがたが、いわゆる一堂に結集して部会をつくって、いわゆる出荷品の、品質のレベル、それからいわゆる流通経路の話、それから補助金の話等が、部会としてもまれるということでございます。正直申しまして、私ども、農業委員会と

しても、いわゆる今、遊休農地の受け入れ先っていうのは一番多いのは、この穀物生産者のかたがたにどんどん受け入れてもらっているのが実態でございます。ほとんど、県、中間管理機構を経由していくのがこういった皆さまがたでございますので、ぜひ、この穀物生産に従事されてる皆さんのほうも、経営をやっぱり良くしてもらいたいと。そうして、さらに受け皿を大きくしていただいて、というのが私自身のやっぱり見方でございます。そんな意味で、たまたま部会長には前農業委員の●●さんがなられたというお話を聞いていますので、非常に頼もしいなというふうに思っております。

あと1点、私のほうから、皆さん、新聞等でご承知のとおり、人・農地プランの関連法案が参議院でも通りました。いよいよこれで、衆議院、参議院、全て通りましたので、これからは具体的に活動するのみ。いよいよスタートを切ることになると思います。農地を1筆ごとに将来の利用者を見定めて計画を立てる、いわゆる地域計画を農業委員会の皆さんがたが地域でけん引者となって、これを進めていくという法律の指標であります。私らにとっては非常に大きな重荷でございます。が、一方でこれはこれでそれぞれの見方ありますけど、やっていかなきゃならないという内容でございます。いずれにしても、農業委員会だけじゃなくて、農政課、それからJAさん、さらには地域の住自協なり、農業団体さんを巻き込んだ形で、ぜひ実のある組織をつくっていき、体制に持っていければいいなと思ってます。

取りあえず、どうするかということでは、今、私が考えているのは、年内はフレームづくりをして、どういうふうな形がいいだろうというフレームづくりをまずつくって、新しい19期の皆さんがたが、来年、3月からスタートしますんで、その冒頭、頭から、そのへんについての実践の動きをしていただいたらどうかというような、その事前準備をこれから年度末にかけて進めていきたいなというふうに思っておりますので、皆さんがたのご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

まだ、たくさんお話ししたいことあるんですけども、この後、農業法人さんの、今日、面接等ございますので、あとは、この『農地のつぶやき』を読んでいただきながら、私の開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理

青木会長、ありがとうございました。続きまして、本藤事務局長をお願いします。

本藤事務局長

事務局長の本藤です。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、本日、配布させていただいております、この令和4年

5月27日の『全国農業新聞』の1面の記事につきまして、概要について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。まだ、国等から詳細な説明、資料等はございませんが、時間の都合上、新聞の見出しを中心に説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、大きな見出し、人・農地関連法案が成立。基盤強化法などが改正。農業経営基盤強化促進法を含め、15本の法律を改正する法律案が5月20日に成立。同じ月の27日に公布されました。基盤法関係でございますけれど、横書きの見出し、地域計画策定へということでございます。こちらにつきましては市町村は農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の人たちについて話し合いを実施することになります。これを踏まえて、市町村は地域農業の農業の在り方、将来の農地の効率、かつ総合的な利用に関する動きを定めました地域計画を策定、公布いたします。その際、農業委員会は農地バンク等と協力いたしまして、目標とする地図の素案を作成することとなります。目標地図につきましては、農地1筆ごとに将来の利用者を明確に落とし込んだ目標地図を折り込み、分散した農地をまとまった形に集約し、人口減少の下でも農地の効率的な利用を促す狙いがございます。この目標地図の素案作りが農業委員会の新たな役割となります。

なお、地域計画につきましては法律の施行日から2年を経過する日までに作成することになっておりまして、政府による想定の実行日につきましては、来年4月1日としていることから、令和7年3月31日までに作成することとなります。

続きまして、農地法関係でございますけれど、農地取得、下限面積は廃止ということになります。現在、農業委員会においては、中山間地域等において10アール等の農地取得の際、下限面積を設定しておりますが、これが廃止されます。これにより農地の取得、流動化が進むものと思っております。

続きまして、左側の下の段でございますが、懸念される現場の負担増、タブレット活用に期待ということでございますけれど。昨年度、国の補正でタブレットの導入を検討いたしましたが、セキュリティ等の問題で、一度は見送ったところでございますが。新年度になりまして、再度、市町村への導入調査がございまして、国の補助もあることからタブレット44台分の導入費、308万1,000円を6月補正予算として市議会へ提出しました。タブレットの配布につきましては、各調査会ごとへ配布する計画で、配布するにつきましては今後、相談させてい

ただきたいと思っておりますし。また、導入後につきましては操作研修等も考えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、5月19日に開催されました県との会議の中で、タブレット端末の導入につきましてかかる補助については、今回限りの措置ということで説明を受けたところでございます。いずれにいたしましても、冒頭で触れたとおり、まだ国からも詳細な説明、指導等はございませんが、農業委員会の新たな役割の、目標地図の作製をどのように進めていくのか、情報を収集いたしまして、情報を共有し、委員の皆さまと相談しながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは、ただ今、ルールに基づきまして議事進行しなさいということでございますので、議事進行させていただきます。今日は経基法もございますし、それから先ほども言いましたように、法人の面接等もございますので、密度の濃い時間スケジュールなと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。よろしくお願いします。

それでは最初に、議事録署名人の指名をいたします。議席番号9番、小林清男委員及び議席番号10番、村田千代春委員、両委員さんによりしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。本日の議案、議事案件に関しましては、お手元に配布いたしました別紙1、農地法第3条の規定による許可申請について、及び別紙2、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてにおいて関係委員が議事に参与をすることができない案件がございます。

その他、本日の議案案件の中で、当事者、または関係者となっておられる方がございましたらお申し出ください。よろしいですか。先ほど、確認いたしました2名の委員さん以外はなしということで。

【該当者なし】

議長 それでは、なしと確認いたしました。次に議案の訂正等の報

告を事務局よりお願いいたします。

熊井主幹 事務局の熊井です。よろしくお願いいたします。説明は座ったままで失礼します。初めに資料の確認をお願いしたいと思います。本日、お手元にこのような1枚の紙なのですが、一番上に置かせていただきました。お手元にお配りした資料、そしてまた皆さまに事前にお届けをいたしました資料、本日ご持参をいただいていると思いますけれども。その第28回総会資料一覧にまとめさせていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、資料の訂正をお願いいたします。資料の訂正につきましては、農地法等の議案の訂正について、今月の各地区調査会におきまして、訂正票を持ってご説明をしてあると思ってございますけれども、確認のため、本日もう一度、訂正をさせていただきます。本冊9ページでございます。議案第250号関係でございますが、農地法4条の関係です。番号1、これにつきましては議案の削除。申請が取り下げられたため削除となります。

続きまして、本冊の12、第5条関係でございますが、番号6、備考欄のほうに砂利採取法認可を、追加をしていただきたいと思います。

続いて、本冊19ページでございます。非農地決定の番号50番でございますが、本冊19ページ、非農地決定の番号50番、これにつきまして確認したところ、耕作をしているため議案から削除させていただきました。

続きまして、本冊24ページでございます。非農地決定なんです、非農地区分別の面積集計表の面積集計に訂正がございますのでお願いしたいと思います。原野につきまして106筆の34,970.57㎡でございましたが、105筆の34,703.57㎡に訂正をお願いいたします。最後の合計でございますけれども、162筆59,506.57㎡を161筆59,239.57㎡に訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、別冊1-1、1-2、1-3、表紙の議案が249号となっておりますが、議案番号、正しくは議案252号に訂正を、お願いをしたいと思います。また別冊の2、議案250号でございます。これにつきましても、議案番号の訂正をお願いしたいと思います。正しくは議案番号253号に訂正でございます。訂正につきましては以上です。

議長 それではいいですか。本日、農地法に関わる法人参入の案件が1件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案及び審議の流れについて説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは、農家創設法人参入案件につきましてご説明をしたいと思います。別冊 1-2、議案番号第 252 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、この 84 ページの 152 番及び 90 ページの番号 172 番の案件と、関連で別冊 2、議案第 253 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画の意見聴取についての、2 ページの番号 4 番の関係でございます。

本件は法人の農家創設となりますので次第にはございませんが、法人の担当者からの事情聴取を事前に行うものです。株式会社●●が川中島町、篠ノ井及び松代の農地に賃貸借権等を設定して、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。既に地区調査会に出席し、営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会においても営農計画の説明をするということでお越しをいただいております。

次に審議の流れについて説明をいたします。まず、地区調査会長から調査結果等の報告をお願いいたします。その後、外で待機をされている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしてもらいます。質疑応答後に法人担当者が退席していただいてから、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては以上です。

議 長 ただ今、事務局から議案と審議の流れについて説明がございました。それでは、中部地区調査会長から法人の営農計画についての調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

北村地区調査会長 私が簡単にご報告いたします。資料、先ほどありました別冊 4 で、株式会社●●の法人農家創設ですね、24 日の日に、中部調査会に来ていただきまして、詳細にお話をお聞きしたということでもあります。皆さん、ご存じの方がたくさんおられると思うんですけど、この会社は昭和 59 年創設した歴史ある会社ということでもあります。下のほうに定款がありますように、見ていただきたいんですが。出版物ですね、これを中心に事業をやられているということなんですが。これの 2 ページを見て、お聞きいただきたいんですが。2 ページ、めくっていただきたいんですけど。上のほうに概要がありまして。こうやってずっと古くから長野市の情報誌をこの社長さんやられて、会長、やられてきたんですが、2015 年の 7 月に加藤前市長を名誉会長にして、一般社団法人なんですけど●●というものをつくりまして、先に野菜を食べよう、一日 7,000 歩歩こう、人とのコミュニケーションやりましょうというようなことを、そういう運動をや

りまして、もう数百社の会員がいるということでもあります。その運動だけじゃなくて、実際に会員が健康になってもらうために、農業に参入して、おいしい野菜を届けたいということでもありますし。ここに書いてあるもので、●●というのをやっておられるんですけど、その人たちに農業にも参入、手伝ってもらって、健康になってもらうっていうようなことで、非常に理念的には素晴らしいものを持っているというふうに感じておりますし。本体の●●の一部、会内でこの農業をやりますんで、経営的にも大丈夫だろうというふうに感じました。大いに期待できるということで、調査会とすれば、問題ない、了解ということでもあります。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは法人の担当者の方から、それに沿ったお話を聞くので、法人の方、ご入室をお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 どうぞ、お座りください。

法人担当者 よろしく申し上げます。

議 長 ●●さん、今日はお忙しいところ、ご足労いただきましてありがとうございます。

法人担当者 お世話になります。よろしく申し上げます。

議 長 長野市農業委員会の会長の青木でございます。本日、ご足労いただきまして、農家創設のご説明をこれから聞きたいというふうになりますのでよろしく願いいたします。早速でございますけれども、既に中部地区、私どもの組織内、中部地区の調査会で、お話をされているというお話なんですけど。恐縮ですけど、あらためて本長野市の全体の総会の中で御社の農業に対する姿勢なり、営農計画等についてご説明をいただきながら、私どもとしても同じ理解をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、●●社長のほうからお願いいたします。

法人担当者 はじめまして。株式会社●●の代表取締役の●●と申します。今日は貴重な時間を与えていただきましてありがとうございます。では、簡単に概略から説明させていただきます。

農業を行う理由としまして、当社は2015年7月、加藤久雄前市長を名誉会長に、一般社団法人●●を立ち上げました。代表理事は●●で、株式会社●●代表取締役の兼務で立ち上げました。スローガンは先に野菜を食べる、1日7,000歩、人とのコミュニケーションを掲げました。この運動の中で、会員が健康になるために松代町西条地区でキクイモの栽培に着手しました。続いて2021年4月から川中島御厨で●●さん、●●さん、

及び JA の指導を受け、畑、水田の耕作を始めました。こうした経験を積み重ねる中で、耕作放棄地の少しでもの解決、働くシニアの生きがいのために、さらに新たな果樹、ブルーベリーの耕作に進みたいと考えました。生産する作物は野菜、ハクサイ、ホウレンソウ、ナス、キュウリ、根菜類、ジャガイモ、ニンジン、サツマイモです。営農方針として、日本の農業と農業の姿で原風景を守る。農業を通じて自然のありがたさ、人、土地の豊かさを継ぐ。次世代に命の元を届ける。販売方法は一般社団法人●●や現在、●●というシニアを対象にしたズームのリカレント教育をやっておりますので、そういった会員を通じて販売、EC サイトを構築しての販売。農地までの移動方法と所要時間として、平素は脱炭素社会を考え、自転車、徒歩。大型収穫時は車の同乗でなるべく車に頼らない。農地までに大体、所要時間は 30 分以内の皆さんと一緒にやる予定であります。

将来の展望としまして、農業を通じて地域の活性化及び関わる人々の健康増進を考えたいという形で農業を担っていききたいというふうに思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今、社長さんのほうから農業に対する思い、具体的な取り組みについての報告をご説明いただきました。委員の皆さんのほうからこの内容につきまして、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。社長さん、これを見ますとお米をやったり、野菜をやったり、さらには果樹も、ブルーベリーにも挑戦をされると。非常に意欲旺盛でございますね。

法 人 担 当 者 まだ、耕作面積が少ないんで、たまたま、その●●の会員と●●の会員さんが一緒に、シニアの今後の在りようといいますか、ぼけっとならないため、そういう耕作をしながら活力を生じているという形でとっております。あまりまだ、そのやっている内容は豊富にありますけど、そんな大々的には、まだ実験段階で。これからもう少し経験を積んで、大々的に入っていきたいと思っています。

議 長 私も家内から、朝、常々、「お父さん、まず野菜を食べなさいよ」というふうに言われてまして。

法 人 担 当 者 ありがとうございます。

議 長 まさにそれを率先してやられておられるということで。食と健康ということの取り組みの見本になるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいね。

法 人 担 当 者 ありがとうございます。頑張ります。

議 長 他に、どうですか。はい、曽根代理。

曾根会長代理 水稲からブルーベリーまでのものがあるんですが。将来的に栽培面積ってどのくらいまで。

法人担当者 今年度、取りあえず、水田は1反半やってますんで、なから、大体見えてきましたけど。ブルーベリーに関しましては、まだ本当に、たまたま、長野県の前の健康福祉部長の、●●さんのご指導をいただいて、●●さんがブルーベリーやってるんで、そういうご指導をいただいて、今年度は約1,000㎡ほどやりますけど。われわれ、実力とすれば、1,000㎡も多いかなとは思いますが、会員が70人ぐらいおられるんで、何とか今年度はそれをこなして、少し見通しを立ててから、山のほうの耕作放棄地まで入れればいいかなというふうに思っています。

議 長 よろしいですか。どうぞ。

岡村地区調査会長 すみません。大変素晴らしい企画をしていただきましてありがとうございます。それで、お聞きしたいんですが、取締役さんのこの後継といえますか、後継者はおられるんですか。

法人担当者 私たちですか。

岡村地区調査会長 はい。労働力のことは書いてありますけど。

法人担当者 ありがたいことに、県立大の学生とか、信州大の学生とか、そういう人たちが、結構、この●●とか●●に非常に興味を持ってくれて、結構、手伝ってくれてるんですよね。

岡村地区調査会長 外部の人はあれなんです。親族の中では。

法人担当者 親族。親族の中にはいませんけど、株式会社●●には後継者がおりますので。

岡村地区調査会長 そういう意味なんですね。

法人担当者 はい。

岡村地区調査会長 ありがとうございます。

議 長 他、いかがでしょうか。いいですか。●●さん、貴重な時間、ありがとうございました。

法人担当者 とんでもないです。よろしくお願いします。

議 長 以上で持って、面談を終了とさせていただきます。これから引き続き、頑張ってくださいよう、よろしくお願いいたします。

法人担当者 すみません。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議 長 またぜひ、お願いします。

法人担当者 よろしくをお願いします。

議 長 お疲れさまです。ありがとうございました。

【法人担当者退室】

議 長 それでは議事を、再開をいたします。ただ今の案件についま

しては、この後行う議案第 252 号及び議案第 253 号で審議を行いますのでよろしくお願いいたします。

議事に入ります。農地法に関わる事項について審議を行います。議案第 249 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 それでは議案第 249 号農地法第 3 条の規定による許可申請につきましてご説明を申し上げます。第 28 回総会農地法等議案本冊の 1 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 8 ページの 19 番までの 19 件でございます。内容は所有権移転案件が 14 件、賃借権設定案件が 2 件、使用貸借権設定案件が 3 件となります。なお、7 ページの 17 番は空き家に付随する特定農地として令和 4 年 4 月 28 日の総会で指定したものでございます。また、2 ページ 4 番、5 番、3 ページの 6 番、7 番、4 ページの 9 番、5 ページの 14 番、6 ページの 16 番及び 8 ページの 19 番の計 8 件は、農家創設案件でございます。申請案件の内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、別扱いといたします。関係する委員に退席をしていただいた上で審議をしますので、よろしくお願いいたします。

まず、本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。1 番から 19 番のうち、委員が関係する 8 番を除き、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 3 番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部調査会の関です。ナンバー 1 から 3 の 3 件につきましては、地域との調和要件等、支障を生じる恐れはないと認められるため、北部地区調査会では、許可相当に該当すると判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、西部地区調査会長から 4 番から 7 番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていた

議 長 いただきました。以上でございます。
長 続きまして、中部地区調査会長から 9 番から 14 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 それでは農家創設ありますんで簡単にご説明いたします。まず 9 番と 14 番、これ、同じ方なんで、一緒に聞いていただきたいんですが。農家創設でありまして、調査会に来ていただきまして、営農計画等、十分お聞きしました。●●さんっていう方で、奥さんと一緒にいらしたんですけど。●●さんはお若いんです、2 人とも若いんです。会社勤めを辞めて、そして野菜一本で行きたいと。奥さまは会社勤めながら手伝うということなんです。既にもう、投資も●●近くのをやっておりますし、既に JA の直売所を中心に出荷しておりまして、非常にいいスタートを切るといところであります。長くなりますけれども、ちょっと触れますと、中部地区調査会のある推進員の方が、なぜ会社を辞めてまでも農業に、こういうふうに踏み込んだんですかと、その動機を、気持ちを教えてくださいというような質問ありまして。奥さまが、非常に農業っていうのは素晴らしいと。自分の子どもが野菜好きなのだけど、その野菜がいつできて、関わりが分からないということで、一緒に野菜作りをしたら非常に喜んでくれたということ。それから手を掛ければ、作物が全部応えてくれるっていうようなお話を聞きまして、まさに農家の鏡だということで、われわれ非常に感服いたしまして、これからこういう人にぜひ頑張ってくださいというお話をいたしました。だから問題ありません。

それから 10、11、12、13 なんですが、これはみんな同じ、同一、同様案件であります。これ、少し前に、1 回出てきたんですけど、お忘れになっていると思いますので、10 番で見いきますと、渡人が●●法律事務所ですね。そして亡くなったのが●●さんという方で。その人に相続財産管理人っていう方がいます。つまり、法定相続人がいらっしゃらないということで、全て換金して、国に全部渡すということなんで。それで、その 1 回あったのは宅地と、その裏にあった農地で 1 回出てきたんですが。今回はそれぞれいい土地を持ってまして。それを全部換金しようと処分したっていうのが 10 番から、10、11、12 ということでありまして。買っている人が受人ということです。ただ、13 番は●●さんっていう方は亡くなった方の親戚ということで。たまたま隣に農地があったもんですから、●●さんが一緒に買いたいということで、ここも一緒に処理をしたということになりますんで。農地法上は全然問題ないということです。

議 長 それでは続きまして、南部地区調査会長から 15 番から 18 番
お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。よろしくお願いいたします。南部地区の農家創設、16 番、1 件ございます。受け人は●●さん
なのですが、出身は北海道であって、東京の大学へ行くまでは
地元の北海道で農業も手伝いというふうな形で、ある程度、経験は
されているそうです。今回、退職をしたんですが、仕事の関係で篠ノ井の
ほうの有旅地区という所に愛着がございまして。退職して時間に余裕が
でき、それから土地もこれで確保できたので、じっくり農業をしてみたい
というふうなことで、今回の申請になります。主には奥さんとお二人で
やられるというふうなところなんです。もちろん、調査会、来ていただいて
説明を受けましたけど。まだ、年齢は正確にあれですが、まだお若い感じ
で。退職はしてますんで、もちろん●●は過ぎておりますけど、頑張っ
てやっていただけるといいます。それから、15 番と 18 番は自宅のすぐ
近くということで購入という、問題ないと思います。17 番は先ほど説明
がありましたが、空き家に付随する農地ということで、これも問題ない
と思います。以上です。

議 長 続きまして、東部地区、調査会長から 19 番、お願いします。
北村地区調査会長 東部地区の北村です。19 番の●●さんであります
が、これについては先ほど中部地区でお話のありました、9 番と 14 番に
関連しておりまして。うちの部分については岩野地区から●●さん
っていうお宅の土地を借りるということであります。●●さんも高齢に
なったということで、●●さんのほうに貸すということになったよう
であります。うちのほうも地区のほうの担当の推進委員が電話をしながら
確認をした中で、一生懸命やっていくような感じに見えたということで
あります。それでまだ、この方については外国人というか、●●だそう
で、●●歳という方で若いということでありまして、奥さんからの話だ
ったということでもありますけど、一生懸命やっていきそうな感じを受
けたということでありました。調査会で検討した結果、許可状況に適合
していて特に問題はないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の
事務局説明並びに各地区の調査会長からの報告について発言のある方
は挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので採決に入ります。委員が関係
しているため、審議から除いた案件につきましては除外をい

たします。それでは賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できましたので、成立をいたしました。
続きまして、委員が議事に参与することができない案件についての審議を行います。採決から除いた別紙1を審議いたします。当事者であります●●委員には採決が終わるまで退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは西部地区調査会長から調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岡村地区調査会長 ただ今の案件につきましては、許可条件に適合しており問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 ただ今の地区調査会長からの報告につきまして発言のある方は挙手をお願いいたします。いいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので採決に入ります。別紙1につきまして、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認できましたので、別紙1は許可することにいたします。それでは●●委員さんの入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 以上で、議案第249号は全て原案のとおり、決定をいたしました。

議案第250号は冒頭、訂正のところで報告いたしましたとおり、取り下げがございますので、削除といたします。議案第251号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第251号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。11ページを、ご覧をいただきたいと思います。番号1番から13ページの9番までの9件でございます。1番は現場事務所、資材置き場及び駐車場設置いたします一時転用案件で、許可の日から令和4年10月31日までとしております。2番は農家住宅を建築する転用案件です。3番は駐車場設置する転用案件です。4番は資材置き場、車両置き場及び仮設事務所の設置のための一時転用案件で、許可の日から令和5年3月31日までとしております。

12ページをご覧ください。5番は自己用住宅を建築する転用案件です。6番は砂利採取用地として一時使用するもので、許可の日から1年間としております。7番は駐車場を設置する転

用案件です。

13 ページをご覧いただきたいと思います。8 番は住宅への侵入路を設置するための転用案件です。9 番は駐車場への侵入路を設置するための転用案件です。また番号 5 番につきましては、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番、2 番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー 1、ナンバー 2 につきましては周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、3 番及び 4 番をお願いいたします。

岡村地区調査会長 両物件ともに隣接する物件に支障がないと認め、さらに隣接諸条件を満たすため、問題ないと判断をさせていただきました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から 5 番及び 6 番お願いします。

北村地区調査会長 5 番ですが、転用する農地に隣接する実家の宅地の一部を分筆して合わせて開発許可をもらうということでもあります。6 番は砂利採取の一時転用ということで、地権者、近隣者、区長からの同意を得ています。いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、7 番及び 8 番についてお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。7 番、8 番、いずれも調査会で検討した結果、許可要件に適合しており、問題ないと判断しました。以上です。

- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から 9 番お願いいたします。
- 北村地区調査会長 東部地区の北村です。9 番につきまして、この案件については駐車場につきましては令和 3 年の 8 月に許可が下りまして。その駐車場に入る道路が狭いということと、コンテナを積み大型トラックも入りづらいということで、道に接する三角形の土地を新たに利用して入りやすくするという案件であります。許可条件に適合しておりまして特に問題はないということで判断させていただきました。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について発言ある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようでありますので採決に入ります。議案第 251 号を原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できましたので、議案第 251 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第 252 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。
- 農 業 政 策 課 農業政策課、山田と申します。議案第 252 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。まず初めに訂正がございます。既に訂正をお願いしておりますが、議案番号に関して、議案第 249 号を議案第 252 号へ、議案第 250 号を議案第 253 号へ変更をお願いするものです。お手数お掛けいたしますがよろしくをお願いいたします。では、議案について説明申し上げます。農業経営基盤強化促進法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。3、利用権を設定するときについて関係権利者の同意を得ていること。4、下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。
- それではお手元の議案、別冊 1-1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積はご覧のとおり

で、総件数は 351 件。総面積は 346,314.69 m²でございます。ページを戻りまして 1 ページをご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計については先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 131 名、利用権を設定する方は 234 名となっております。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議

長 それでは審議に入らせていただきます。まず、1 の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長からご報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ、単独で採決をいたします。

次に利用権設定関係ですが、2 から 5 の賃借権、使用貸借権について一括して報告をいただきます。なお、6 の農地中間管理事業と、7 の農地中間管理事業使用貸借権につきましては法律改正により、機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものでございますので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑等を行った上で一括採決を行う方法で決めさせていただきます。

なお、お手元の別紙 2 の案件につきまして、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当しますので、関係する委員に退席していただいて、審査から採決までを単独で行いたいと思います。また別紙 3 の案件につきましては、農家創設案件でございますので、この後の議案第 253 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用法配分計画（案）の意見聴取についてを審議した後、審査から採決までを単独で行いたいと思いますので、この方法で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議

長 異議なしを確認しました。それでは初めに、1 番目の所有権移転関係の 1 番から 17 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から 1 番から 6 番、お願いいたします。

関 地区調査会長

北部地区調査会の関です。所有権移転関係の 1 から 6 につきましては、原案のとおりでよいというふうに判断いたしました。以上です。

議

長 続きまして、中部地区調査会長から 7 番、8 番、お願いいたします。

北村地区調査会長

7 番、8 番ですが、調査会で議論しましたが問題はないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から 9 番から 12 番お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。1 番から 12 番の所有権移転ですが、いずれも下限面積等の要件を満たしており問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 13 番から 17 番お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。13 番から 17 番に関しまして、調査会の中でいろいろ議論したんですが、議案どおり決定することで問題はないということでさせていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長からの報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんね。

【質疑なし】

議 長 質疑ありませんので、所有権移転関係について採決に入ります。所有権移転関係について原案のとおり、決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。

続きまして、2 から 5 の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、6 年未満賃借権が 16 件。10 年以上の賃借権が 11 件。使用貸借権が 26 件です。初めに北部地区調査会長から検討結果をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部調査会の関です。いずれも原案のとおりで良いと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長からお願いします。

岡村地区調査会長 原案どおり問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長お願いします。

北村地区調査会長 原案どおりで問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長からお願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。利用権設定案件については原案どおりでいいじゃないかとなりました。以上です。

議 長 では東部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 案件ではありますが、調査会の中で議案どおり決定することで特に問題ないということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますけれども。先ほど申し上げましたとおり、委員が関係する別紙 2、及

び別紙 3 の農家創設案件を除いた利用権設定関係に関する質疑及び採決を行いますけれども。まず、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それではご発言がないようでございますので、この決定に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。続きまして、委員が議事に参与することができない別紙 2 の案件について質疑、採決を行います。別紙 2 につきましては●●委員が関係しておりますので、●●委員の退席を求めます。

【●●委員退室】

議 長 それでは農業政策課の説明及び地区調査会長の報告についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。いいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは質問ございませんので、引き続き、採決に入ります。別紙 2 の原案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できました。●●委員さんの入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 以上で議案 252 号は別紙 3 の農家創設案件以外の案件については、全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第 253 号、農地中間管理事業の実施に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 山田主事 農業政策課、山田です。議案第 253 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取についてご説明いたします。農用地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項によって、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとする規定されており、農家創設及び市外在中の担い手の場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは別冊 2 の 1 ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける人は 4 名で、賃貸借で 12,702 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。2 ページをご覧ください。番号 1 の●●さんは野菜の栽培で、大豆島、屋島地区において農

家創設をする方になります。番号2の●●さんは、水稻の栽培で北長池地区において農家創設をする方になります。番号3の●●さんは花き、野菜の栽培で、川中島町原、川中島町御厨及び青木島町大塚地区において農家創設をする方になります。番号4の株式会社●●さんは水稻、ブルーベリー、野菜等の栽培で川中島町御厨、篠ノ井東福寺及び松代町西条地区において農家創設をする法人になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いします。

議 長 ただ今、農業政策課の説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果、意見等のご報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から1番及び2番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1につきます関係ですが。これは今、説明がありましたように関連案件にそれぞれ、別冊等にありますが、農家創設ということで載せさせていただいているようですが。6、7、8、別冊のほうの関係で6、7、8は受人が同一案件ということで、農家創設の申請がありました。調査会等で申請人から営農計画書に基づきまして説明を受けました。年齢は●●歳ということで、年はいってるんですが、サラリーマンを定年した後、親戚の農業を手伝ってきまして、年数も10年に近い年数があったり、そういう農業経営に自信を持てたということで、農家創設の講習されたわけでございます。年齢的には高いんですが、非常に意欲がありまして。農家創設ということとして認められるというふうに判断しました。

ナンバー2のほうにつきますは、やはり農家創設の申請があった案件でございますが、外に勤めながら農業をしてきたということで、野菜を主に作ってきたわけでございますが。退職後も農業を続けてきている。長年の経験から自信を持っていたということで、農家創設申請に至ったわけでございますが。本格的な取り組みを考えて、非常に意欲があつたりしておりますので、農家創設として認められるというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から3番、4番、お願いいたします。

北村地区調査会長 そうしたら、3番の農家創設、●●さんについて簡単にご説明いたします。会社勤めをして、リタイアをしまして、最初はお孫さんの対応しようかというふうに考えていたんですけど。JAのほうからコギク栽培を進められまして、取り組むことにいたしました。特に奥さまが非常に熱心で、真面目で、情熱的ということで、他よりちょっと時期をずらすとすごく高く売れるということで、それからアスターも増やしていくという

ことでありまして。非常に工夫もされておりますし、真面目で熱心なんで、農家創設ということで十分やってけるということで判断いたしました。4番の●●については、先ほど、会長から説明があったとおりで、経営のほうは心配ないということで。今回、中部地区については3件の農家創設がありまして、非常に何ていうんですか、気持ちが前向きになったというか、良かった調査会でありました。以上です。

議 長 他に大丈夫ですね。

北村地区調査会長 はい。

議 長 それではこれより質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。ご意見ないですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第253号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認できましたので、議案第253号は全て原案のとおり決定いたしました。

それでは今の決定を受けて、先ほど、保留となっておりました、議案第252号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてのうち、別紙3の農家創設についてご発言のある方はおられませんね。ないですね。とくにないと思いますけれども、発言の方、ないですね。

【質疑なし】

議 長 質疑ありませんので、これも採決で確認いたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成の確認ができました。従いまして議案第252号は全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第254号、長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第254号、長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定につきましてご説明を申し上げます。農地法議案の本冊15ページを、ご覧をいただきたいと思います。番号1番の1件でございますが、この案件につきましては長野市空き家バンクに登録された空き家に付随した、特定の農地の指定でございます。指定する農地は信更町高野字熊ノ久保●●の1筆で、地目は畑。面積は485㎡です。通常、信更地区の下限面積は10アール

です。485 m²では所有権移転はできませんが、空き家に付随した農地につきましては、空き家とともに取得する場合には、農家創設することが1アール以上、10アール未満で取得することができます。またこの農地は長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る特段の面積に関する要綱の基準を満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定についてご決定をいただくものです。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。南部地区調査会長からお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。空き家に接しておりまして、全く問題ないというふうに判断しました。京都の方からお母さんと娘さん、2人で引っ越してくるという予定だというふうに担当委員が申し出ておりましたようです。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今、事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですね。

【質疑なし】

議 長 意見がありませんので、採決に入ります。議案第254号を特定農地の基準を満たすものとして原案のとおり、空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できましたので、議案第254号は原案のとおり、決定いたしました。

続きまして、議案第255号、非農地決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹 議題第255号、非農地決定につきましてご説明を申し上げます。17ページをご覧いただきたいと思います。番号1番から24ページの162番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ農地決定通知書を発行し、その時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。24ページに面積の集計を載せてございます。今月、ご決定いただくものにつきましては、山林が56筆で面積24,536 m²、原野が105筆

で面積が 34,703.57 m²、合計で 161 筆、59,239.57 m²でございます。多くは本年 2 月に対象者に調査結果と申請書を送付したことから、まとまった申請があったものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。意見ございませんか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決に入ります。議案第 255 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認できましたので、議案第 255 号は原案のとおり、決定いたしました。

続きまして、報告第 111 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 112 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告 113 号、農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール）未満の届け出について事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 111 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届け出についてご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 1 番から 4 番までの 4 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいということになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届け出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 102、112 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届け出についてご報告申し上げます。27 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 32、33 ページの 20 番までの 20 件でございます。同じく市街化区域内の届け出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 113 号、農地法第 4 条の規定による農業用施設の届け出についてご報告申し上げます。35 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アー

ル未満で、要件に当てはまる場合は、4条許可が不要で、農業委員会へ届け出を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件、3件につきましてご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第111号、第112号、及び第113号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんね。

【質疑なし】

議 長 質問等がございませんので、報告案件でございます。ご了解をいただきたいと思います。

続きまして、報告第114号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告についてを議題とします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 報告第114号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）の報告について説明いたします。資料は別冊3になります。本件につきましては、市内で就農している担い手及び地域就農者への利用配分計画ですが、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について権利移転をするものでありますので、意見聴取ではなく、報告とさせていただきます。

それでは、別紙3の1ページをご覧ください。今回、権利の移転を受ける人は6名です。賃貸借及び使用貸借により、37,158㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

2ページをご覧ください。番号1の農事組合法人●●さんは、金箱地区で水稻を栽培する法人です。番号2の●●さんは北長池地区で水稻を栽培する方です。番号3、4の●●さん、●●さんは戸隠地区でソバを栽培する方です。番号5の●●さんは篠ノ井塩崎、篠ノ井二ツ柳地区で水稻を栽培する方。また、番号6の●●さんは篠ノ井東福寺地区でナガイモを栽培する方です。報告について説明は以上でございます。

議 長 ただ今、農業政策課から報告第114号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですか。

【質疑なし】

議 長 質問がないようですので報告案件ですのでご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、農地法関係については全て終わりました。3時10分前でございますけど、この後、まだ少しありますので、いった

ん休憩に入らせていただきます。この後3時から、10分ありますので3時から再開をいたしますのでいったん休憩いたします。

【休 憩】

議 長 それでは定刻となりました。議事を再開いたします。初めに事務局から発言の申し出がありますので。お願いします。

熊 井 主 幹 それでは先ほどの案件の中で、1点、報告し忘れてしまった部分がございますので、ここで追加で報告させていただきたいと思います。議案の関係の4条関係と5条関係の、先月の許可に関わるものでございます。5月30日現在でございますけれども、4条許可の関係、県のほうから許可、3件中3件、許可をいただいております。また5条の関係ですけれども、5条につきましては先月4月分につきましては12件の申請をさせていただいたところ、10件の許可は来てまいりました。2件につきましては開発許可の関連でございまして、特段の指摘等はございませんので、近々、許可の見込みとなっているところでございます。以上、ご報告を申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。報告、以上でございますが、特段いいですね。それではこれより、その他農業委員会業務に関わる事項について審議を行います。議案第256号令和3年度目標及び達成に向けた活動の点検評価について及び議案第257号令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。再び事務局から説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 それではご説明を申し上げたいと思います。資料につきましては、それぞれ資料1、資料2になっておりますがよろしくお願いをしたいと思います。議案第256号令和3年度目標及び達成に向けた活動の点検評価について及び議案第257号令和4年度最適化活動の目標の設定等につきましてご説明をいたします。当議案につきましては5月の各地区調査会におきまして説明はさせていただいておりますので、この場での説明は省略させていただきます。ここでは各地区調査会からご意見をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

まず、令和3年度目標及び達成に向けた活動の点検評価についてでございます。一つといたしまして、違反転用への適切な対応についてでございますが、違反転用の土地所有者に対し、是正の確約等を持って約束をしているが、是正には至らなかった場合はどこに相談をすればよいのか、このようなご質問がございました。本件につきましては、私たち農業委員会事務局のほうへご連絡をいただきたいと思います。違反転用につきましては県の指導の下、県と連携を図りながら解消を図ってまいり

たいとこのように考えております。

次に令和4年度最適化活動の目標の設定等についてのご意見でございます。一つといたしまして、まず、遊休農地の解消に当たり、令和4年度の目標設定は地区調査会管内の実面積と捉えてよいのかというご質問がございました。令和3年度の地区の実績に基づきまして、令和4年度の市全体の解消目標を案分して記載しておりますので、必ずしも現状と一致するものではないことをご理解いただければと思います。

次に遊休農地の解消は非農地を含むのかとのご質問がございました。本件は非農地を含みます。昨年度から農地として利用価値がない荒廃農地はB分類に判定が可能となったものでございます。

次に遊休農地は所有者が耕作できないことから発生しているのであって、どのような方法で解消することを考えているのか。遊休農地の解消に当たっては農業委員が自ら耕作し解消するものではないというようなご質問でございます。令和3年度に発生したものは翌年度の令和4年度の解消を求めていることから、目標面積も大きなものとなっているところでございます。委員の皆さまには地域の担い手への集積ですとか、買いたい方、貸したい方のマッチング、情報提供をお願いできればと考えているものでございます。

次に月10日程度の活動目標の設定について、4月説明会において月の平均活動日数5日以下の場合は当該委員さんへの実質支払いがゼロ円となると説明を受けたが、10日に変更になったのかとご質問がございました。本件は月10日程度、あくまでも月の活動目標日数でございますので、委員さんへの実績払いにつきましては5日を超えとの従来の活動日数に変更はございません。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価、令和4年度の最適化活動についての対応説明及び、調査会で出た意見に対する事務局の答弁内容についてご報告がございました。この件につきまして、各調査会長のほうから、それぞれの調査会の状況について報告を受けたいと思います。初めに北部地区調査会長をお願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。今、説明のありましたように、活動の記録等につきましては、それぞれ委員の方から疑問点などの話があったんですが。1番は日数的に5日とか10日の活動について、活動記録に限定する以外の活動も結構あるので、そういうその本来やらなきゃいけないことの整合性といいます

か、金をもらえるからというような意味ではないんですけど、活動をきちんと評価できるような形を考えてもらったほうがいいんじゃないかというような、相対的にはそのような意見が多く述べられておりました。

あと、なかなか記録に落とし込むというのは非常に難しいので、事務局のほうから、記帳のひな形といいますか、何かしらの情報提供をいただけるという話もあったんですけど。非常に、どこに当てはまるか難しくて、時間が非常にかかるので、その辺の、従来なかった関わる時間といいますか、その辺に、大変に苦慮しているような状況があったというような報告でした。

議 長 それでは西部地区調査会長。

岡村地区調査会長 今回の北部のことに加えまして、その10日というのが、これ、急に10日って言われましても、自分のやることもあるわけですし。今度、逆の言い方をすれば、そこまで縛りが掛かってくれば、つまり農業委員がいかなるものかというようなご意見もございました。それから、これ、相手次第なものですから。相手に相談をされるということで、自分から自ら探して、ものを言っているわけではないのです。そういう場合もあるかも分かりません。ですので、急に、急激に、そういうことをすぐに、これ、準備期間というか、猶予期間というものがないと、非常に、飛び込むのも難しいじゃないか、こういうご意見もございました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長お願いします。

北村地区調査会長 今回の2会長とほぼ、ほとんど同じで、いろいろ言いたいことはたくさんありますけど。もうだいぶ、こうやって議論してきましたので、この数字は一応頭に置いて行動するというのでいきたいと思います。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。南部地区調査会では遊休農地の解消というようなことで、いろんな意見、もちろん出たんですけど。今まで言っていないところでいくと、緑とか黄色とか、草刈り程度のもの、それから基盤整備を要するもの、どんどん新しい表現といいますか、言葉がどんどん増えてくるんですが、なかなかそこは完全に理解し切れないというふうな話が出ておりました。現実には、先ほども説明あったんでいいんですけど、やり手がいなくなるんで遊休農地になると思うんです。前年度に発生した遊休農地は全て解消し、翌年に解消しろというふうなことは基本的に無理な話だなというようなことの、そんな意見が出ておりました。以上です。

議 長 それでは東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。今出ました4年の目標の遊休農地の解消部分であります。緑の遊休農地の解消5ヘクタールと、前年に発生した12.1ヘクタールっていう部分を解消しなさいっていう部分を、一応、みんなの意見、話出まして、大変だなという部分を確認したりとか。大変だけどやっていかなきゃいけないんだというふうな気持ちで、それ以降、意見が出なかったんで、確認をしたんだなというふうな会議の雰囲気になりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。特に遊休農地の発生分をいわゆる解消するアクションを起こせという目標については、非常に現場としては、現実、大変だという。私もよく分かります。というのは、担い手さんがいないんだから。その分、当然、農地が余ってくるから。そうはいいいましても、実際にやっている農業者にとっては自分の近隣に荒廃地があると、いろんな意味で弊害が出てきますし、農業意欲に対する見識も変わってきますので、そういった意味で、それぞれ工夫しながら取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなという気がしております。今、調査会長からご報告があった以外に、委員の皆さんからご意見等あれば発言を認めますけどいかがでしょうか。正直、あれもこれもやれと言われても、限られた人員と限られたパワーでございますので、難しい点はあるんだというふうに思っております。私の立場として、県の会議等には出る機会がありますので、本日出されたご意見につきましては、機会があれば県のほうに、それが国のほうに結び付くように発言をしていきたいというふうに思っております。事務局、ご発言ございますか。よろしいですか。

そうしましたら、議案の第256号及び議案第257号の採決に入りたいと思いますけど、よろしいですか。それではこの2案を原案のとおり賛成する方、挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 消極的ですけど、全員、上げていただきましたので、全員賛成ということで原案のとおり、決定させていただきました。続きまして、議案第258号県外視察について議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いします。

曾 根 係 長 事務局の曾根です。議案第258号県外視察研修について説明させていただきます。着座にて失礼します。資料ナンバー3、県外視察研修の延期についてをご覧ください。県外視察につきましては令和4年度の事業計画におきまして7月に予定されております。しかしながら、いまだにコロナの感染者数が落ち

着かない状況にあり、本市の議会においては他市町村に対する視察の実施、受け入れを中止している状況です。これらを鑑みて、視察研修の実施時期の延期についてご検討いただきたいと思います。資料の枠の中をご覧ください。見直しの内容は実施時期を7月から9月の上旬に延期させていただきたいという点です。なお、研修の内容に変更はなく、1泊2日の日程で、参加対象者は全農業委員さんです。また視察研修の具体的な実施内容につきましては、7月の役員会で検討させていただきたいと思います。受け入れ先との調整や、旅行会社との契約等の準備のためでございます。以上で議案第258号の説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 　ただ今、議案第258号についての説明がありました。県外視察研修についての質問、ご意見をお受けしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 　私のほうからも、事務局から相談あったときに、第18期の農業委員さんとの委員さん同士の宿泊研修って1回もないんですよね。これもまさに記録づくめ、今までの農業委員会はこんなことなかったんですよね。できれば、ぜひ、25名の農業委員さん、1回ぐらいはゆっくりとお話もして、さらに新しい組織にリフレッシュしたいということで、あえて7月から9月に延期をさせていただきました。われわれもコロナで会わないですから。もし、皆さんがた、希望があれば、公式、非公式でも結構ですから、また事務局のほうにこんな所に行ってみたいとかいうことを含めて、ご意見があったらどうぞお話ししてもらえればいいんじゃないかと思います。

それでは、一応、確認のために採決を取ります。ただ今、事務局から提案のありました県外視察研修について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございました。それでは議案第258号は原案のとおり決定いたしました。あとは事務局のほうでよろしく願いしたいと思います。

続きまして、議案第259号、長野市農政懇談会についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 　事務局の笠井です。お手元の資料ナンバー4、議案第259号長野市農政懇談会について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。本件につきましては、4月の総会で実施が決定した案件の具体的な内容となっております。1番、日時は令

和4年10月17日月曜日午後3時から5時までとし、引き続き午後5時15分から懇親会を予定しております。2の場所につきましてはホテル国際21を予定しております。3番の出席予定者は市長、農林部長、農業政策課長、農地整備課長、森林のしか対策課長、市農業公社と全農業委員、全農地利用最適化推進員、そして農業委員会事務局として合計80人を予定しております。4番の内容につきましては、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市へ提出し、それを踏まえて、市長をはじめ市の関係部局と農業施策の現状や課題について懇談をいたします。本件につきましては、農業委員会等に関する法律の第38条に基づき実施する農政懇談会となりますので皆さまのご協力をお願いしたいと思います。事務局からは以上になりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局から議案第259号について説明をいただきました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。ご意見ありますか。

【質疑なし】

議 長 　去年は変則的に、市長選挙等あって、市長に提出するのが2月になったということ、なおかつ、私と曾根代理の2人で提出したということでございますので、今年は何とかコロナも沈静化して、全員で市長さんをお願いをするということを、ぜひ実施したいというふうに思います。私自身、考えているんですけど、今、事務局が意見の内容について取りまとめの作業をしております。各調査会長に1件ずつ出してくれというお話ををして、調査会長、それぞれ、各調査会の内容にまとめていただくことになってるんですけど。できるだけ、やっぱり焦点を絞って、ある程度、総花的にならないような議論をしたいなというのと。私も最近、あちこちの審議会に出ていますけど、やっぱり各説明者とか、それから請願者は提案する内容にも工夫をしている。プレゼンテーションが、やっぱりもっときちんと、パワーポイント使ったり、データを使ったりして、だからお願いしますという説明の仕方が非常に多いんです。A4、1枚で、これでお願いますだけでは、なかなか通り一遍の請願になっちゃうんです。この辺は時間ありますんで、事務局とも相談しますが、それぞれ地区の調査会に対して割り当てをしながら、それぞれ工夫をしながら、この農政懇談会に臨んでいただきたいというふうに思います。私はお客さんだから行っていればいいやっていうスタンスを変えたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは議案第 259 号を原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。それでは全員の賛成を得られましたので、議案第 259 号は原案のとおり、決定といたしました。

続きまして、議案第 260 号長野市地産地消推進協議会委員の推薦について議題といたします。それでは事務局から本案件について説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 お手元の資料、議案第 260 号長野市地産地消推進協議会委員の推薦について、資料ナンバー 5 について説明させていただきます。1 番ですが、依頼につきましては農林部農業政策課からの依頼です。令和 4 年 5 月 31 日を持って、現委員の任期が終了するため、引き続き農業委員会から委員を推薦してほしいというものです。任期は 2 年間となっております。

2 番の概要であります。現在、青木会長が当委員会から出ていただいております。3 番につきまして、候補者を推薦ということではありますが、事務局としましては引き続き青木会長に出ていただきたいと考えております。以上で議案第 260 号の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 長 ただ今、議案第 260 号について事務局から説明がありました。この件は役員会でも 1 回、議論したんですけど。私のほうから会長へのキャパが多過ぎるんで、内容が多すぎるから、今、キャパオーバーで、どなたかやってもらえませんかという話をしたんですけど。調査会長たちが、「いや、それは会長は会長だ」と、冷たい仕打ちを受けまして、私も残された 1 年でございますので、やむやむ、原案に名前を掲載させていただきました。質問なければ、確認をさせていただきます。議案第 260 号を原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 ありがとうございます。それでは全員の確認を得ましたので、議案第 260 号は原案のとおり決定といたします。

それでは続きまして、議案第 261 号長野市林業振興審議会委員の推薦についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 お手元の資料ナンバー 6、議案第 261 号長野市林業振興審議会委員の推薦について、説明させていただきます。1 番でございますが、議題につきましては、農林部森林いのしか対策課からの依頼です。令和 4 年 5 月 31 日を持って、現委員の任期が満了するため、引き続き、農業委員会から委員を推薦してほしいというものです。任期は 2 年間となっております。2 番の概要

であります。現在、岡村西部地区調査会長が当委員会から出ていただいております。3番につきましては、候補者を推薦ということでありますが、事務局としましては、引き続き、岡村西部調査会長に出ていただきたいと考えております。以上で議案第261号の説明終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第261号について事務局から説明がございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明にご発言のある方は挙手をお願いいたします。岡村さん。

岡村地区調査会長 恐縮でございますが、うれしい推薦で上げていただきたいわけでございますけども。私は敵が多いし、この職を全うすることはなかなか不可能に近い状況だと思いますので。誰か他の方にやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 いやですか。

岡村地区調査会長 はい。

議 長 役員会では、岡村調査会長が一番適任だということで確認をして、今回、原案を出させていただきましたので。問題なかろうかと私は思うんですけど。皆さんよろしいですね。

【異議なし】

議 長 異議なしという大きい声が。それでは議案第261号につきまして採決に入りたいと思います。議案第261号を原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成多数】

議 長 ありがとうございます。岡村委員さん以外、全員。決定をいたしました。

岡村地区調査会長 大変、不肖者で申し訳ないんですがございますけど。今、推薦された以上は、精いっぱい、職務を全うさせていただきたいと思っておりますので、皆さまがたのお力添えをぜひお願いしたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。以上で、本日、予定をいたしました議事は全て終わりました。委員の皆さまから議案となる意見等ございましたら受けたいと思います。何かございませんか。では、なしということで。ありがとうございます。本日の議事、全て終了いたしました。以上を持って、議長を退任したいと思います。ありがとうございます。

曾根会長代理 青木会長、議長の大役お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。では次の8のその他に進みます。本日の議事全体を通して委員の皆さまから何かご意見ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。なければ最後に事務局から今後の日程説明を含めてお願いします。

笠井事務局長補佐

事務局の笠井でございます。本日、日程の前に2点、皆さまにお願い事があります。資料のほうですけれども、事業所等における新型コロナウイルス感染防止対策への協力について、依頼ということでございます。この通知、4月に長野市長から出ているものなんですけれども、総会に間に合わなかったものですので、今回、皆さまにお配りさせていただきました。中段のほうに書いてありますとおり、医療体制を守り、ご開帳関連事業等を成功させて経済回復につなげるためにも、オールながので感染防止対策に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますという内容になっております。これに基づきまして、引き続き、感染予防にご協力いただきますように、皆さま、よろしくお願いいたします。

もう一点でございますが、長野市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員と選挙運動に関する留意点についてという資料でございます。今年につきましては、7月と8月に選挙を控えております。そのために委員の皆さまはその地位を利用して選挙運動を行うことができないという立場の皆さまでございますので、十分注意をしていただきたいという文章になっておりますので、また、内容のほうを見ていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では最後に、日程等のご説明をさせていただきたいと思えます。次第の表のほうをご覧ください。下から3行目になりますけれども、次回、第29回総会でございますが、6月30日の木曜日午後1時半から4時30分の予定で、第2庁舎10階、そちらの講堂のほうです。予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

裏面をご覧ください。下の段の3番、今後の会議等の日程一覧になりますが、そこの6番です。第30回の総会でございます。7月の29日の金曜日、午後1時半から午後3時30分、会議室はここの会議室で予定しておりますので、皆さま、ご予約を空けといていただきますようによろしく願いいたします。すみません、1点、修正させていただきたいと思えます。次第の表の、6月30日の総会ですけれども、私、今、1時半から4時半までと言いましたが、1時半から3時半までの予定で、大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

青 木 会 長

私のほうから、いいですか。今日、配った資料の説明だけします。私のほうから、今日、2点を、資料を配らせていただきました。一つは挨拶で少し触れましたけれども。気象災害によ

る、もし災害で被害を被った場合の情報の集約ということで、農業災害に対する支援体制フロー、これ、去年の春もお配りしましたけど。また同じやつですけど。忘れられないうちにといいまして、また災害があったら困るのですけど。万が一に備えて、この様式はこれだけでなく、まず口頭で、電話でも結構ですから事務局のほうに情報をいただければ結構かと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一つの資料が右上に⑤という、A4の横の、農地整備の事業制度についてということで、資料お配りをしています。全部で4枚分かな。これは長野県の県農政部の農地整備課さんが、たまたま私の県の会議のときに出された資料であります。現段階における、農地基盤整備事業の概要です。

この次のページから、これに対する細かい基準だとかルールだとか載っていますので。もし皆さん、俺の所もどうだよと、ここのところ、ぜひやってみたいなということがあれば、まず、これ見ながら、今年から今まで森林農地整備課だけど、今年からは農地整備課なんです、純粹の。7階にあるじゃないですか。そこへまた行って、この資料をベースに相談をしてみてください。地域の方とも相談した上でも結構でございますので。まず、何かの形でアクションを起こさなかったら、次へ絶対、進みません。ましてや、こんなこと言ったらあれなんだけど、行政から「おめえのどこ、やんねえか」なんて絶対ないですから。地元が手を上げなければ、絶対、こんなことできませんから。そういう意味で、この資料を使って、地域の中で一回議論をするのもいいんじゃないですかね。そういった意味でも、ぜひお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。私のほうから以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。以上で第28回の総会を終了いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。